

平成30年度第3回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 平成30年6月13日(水) 午後1時30分

2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室

3. 出席委員

農業委員

会長	12番	横山	和男				
会長職務代理者	13番	小林	孝	14番	西村	辰寿	
委員	1番	山根	祐一	2番	西田	悦子	
	3番	山崎	幸臣	4番	田中	豊秋	
	5番	綾木	晴子	6番	丸山	武	
	7番	河村	久雄	8番	田中	正則	
	9番	木原	さち子	10番	谷尾	友枝	
	11番	宮本	彰太郎				

農地利用最適化推進委員

委員	安部	寛	野田	稔
	栄田	正温	井上	善雅
	永江	守弘	山本	知司
	上月	清	前田	智
	保田	公範	竹内	俊雄
	松田	純一	藤田	克昭

4. 欠席委員 荻原 晴雄

5. 議事日程

- | | | | | | | | |
|----|------------|---------------------------|----|----|----|----|----|
| 第1 | 議事録署名委員の指名 | 1番 | 山根 | 祐一 | 2番 | 西田 | 悦子 |
| 第2 | 報告事項1 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について | | | | | |
| | 2 | 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について | | | | | |
| 第3 | 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請審議について | | | | | |
| 第4 | 議案第2号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について | | | | | |
| 第5 | 議案第3号 | 非農地証明について | | | | | |
| 第6 | 議案第4号 | 農用地利用集積計画案の決定について | | | | | |
| 第7 | 議案第5号 | 農用地利用配分計画案について | | | | | |
| 第8 | その他 | | | | | | |

農業委員会事務局職員

事務局長 小林 春美 係長 蓮佛 知香

6. 会議の概要

局長	本日の欠席は農業委員はなし。農地利用最適化推進委員は1名です。出席者数、農業委員 14 名です。全員出席ですので、平成 30 年度第 3 回八頭町農業委員会を始めます。
議長（会長）	（あいさつ・全国農業委員会会長大会報告） 日程第 1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、1 番 山根 祐一委員、2 番 西田 悦子委員にお願いします。 次に日程第 2、報告事項ですが委員さん方で報告がありましたらお受けしたいと思います。
委員一同	（報告なし）
議長（会長）	無いようでしたら事務局は報告をお願いします。
事務局	報告を 2 件させていただきます。資料をご覧ください。 報告 1 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について。相続についての届出です。 今月は 6 件です。記載事項がもれなく記載されており、内容も問題ありませんでしたので受理しました。 報告 2 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知を受理しましたので報告します。農地の貸借の合意解約です。今月は 1 件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。
議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	続きまして、日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請につきまして審議を行います。本案件は関係する委員がおられますので、八頭町農業委員会会議規則第 10 条の規定により関係委員は一時退席をお願いします。 （関係委員退席）
議長（会長）	それでは受付番号 7-1 について事務局は説明をお願いします。
事務局	受付番号 7-1 について説明をします。 土地の所在地 東地内 1 筆 台帳地目 田 現況地目 田 面積

991 m²です。

売買による所有権移転です。

理由につきましては、今まで譲受人が耕作されていた農地であり、今回正式に売買されるということで話がまとまったものです。

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、農機具はトラクター、田植機、コンバイン等保有されていますし、農作業従事者数、通作についても問題ないと考えます。保有している農地を全て耕作されていますし、今回取得する農地についても効率的に利用して耕作を行うものと認められます。

農地法第3条第2項第4号 農作業従事要件ですが、申請書に記載された本人も含めた世帯員の農作業従事日数及び本人から聴取を行った結果、取得後も農作業に従事すると認められます。

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積 30 アールであり、取得後の申請人の耕作面積は、申請書及び農地基本台帳で確認した結果、187 アールとなり問題ありません。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地では、梨を耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。

議長（会長） この件につきましては、2番 西田委員に事前調査をお願いしていますので、報告をお願いします。

西田委員 6月2日に双方に電話で聞き取りを行い、11日に譲受人と現地確認を行いました。申請地は譲受人のほ場の隣であり、ほ場整備後は譲受人が耕作されていました。きちんと耕作されており問題ないと考えます。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（議長） 意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで申請どおり決定します。
関係委員は入室してください。

(関係委員入室)

議長（会長） 続きまして受付番号 8-2 について事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号 8-2 について説明をします。

土地の所在地 日田地内1筆 台帳地目 畑 現況地目 畑 面積 90 m²です。

売買による所有権移転です。

理由につきましては、譲受人が申請地の隣の農地を耕作されており、譲受人が耕作できないということで、両者で協議され売買の話がまとまったものです。

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、農機具はトラクター、耕運機等保有されていますし、農作業従事者数、通作についても問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号 農作業従事要件ですが、申請書に記載された本人も含めた世帯員の農作業従事日数及び本人から聴取を行った結果、取得後も農作業に従事すると認められます。

下限面積要件ですが、申請地の下限面積 40 アールであり、申請人は保有農地 5,797 m²の内 4,844 m²を集落で組織されている農事組合法人 日田農業生産組合へ貸付けておられ、経営面積は 1,043 m²となっております。

しかし、申請人が組合員であり譲り受ける農地をその農地所有適格法人へ貸し出す条件であれば、下限面積以下でも譲り受けできるということを農業会議に確認しておりますので問題ありません。

農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地では、野菜を耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。

議長（会長） この件につきましては、13 番小林委員に事前調査をお願いしていますので、報告をお願いします。

小林委員 4月29日に譲受人から申請地について相談を受けました。申請地は土地改良事業時に、調整で集落の端に取得された土地です。譲受人の土地も隣にあります。譲渡人は今まで耕作されていましたが、高齢になりできなくなったということで、譲られることになりました。集落の農事組合法人も承知しております。問題はないと考えます。

議長（会長） この件につきましては、質問意見はありませんか。

委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長 (会長)	<p>異議なしということで申請どおり決定いたします。</p> <p>以上で議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の審議を終了します。</p> <p>続きまして、日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議を行います。受付番号2-1について事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について。農地法及び同法施行令の規定により、許可申請書を鳥取県知事へ進達することについて意見を求めるものです。受付番号2-1について説明します。土地の所在地 郡家地内1筆 台帳地目田 現況地目田 面積 330㎡です。</p> <p>一般住宅建築を目的とした所有権移転売買です。</p> <p>場所は、議案書3ページから5ページに図面を付けています。土地利用計画図は6ページに付けています。</p> <p>理由につきましては、現在、鳥取市のアパートに居住しているが手狭になったため住居を新築したいとのこととです。</p> <p>本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。</p> <p>農地区分は上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域で500m以内に2以上の教育施設及び公共施設等がある農地ということで、第3種農地です。許可根拠は原則許可です。</p> <p>信用についてですが、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく適当と考えます。資力については金融機関融資証明書及び残高証明書により確認しました。</p> <p>事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。</p> <p>埋蔵文化財等に関する事前協議については、申請済みです。</p> <p>周辺農地への影響ですが、隣接する農地はありません。盛土し擁壁を設けます。雨水は既設水路に放流し、汚水排水は公共下水道に接続します。水利組合の同意書は得られています。</p>

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

議長（会長） この件につきましては、私が事前調査をしていますので報告します。

横山会長 譲渡人から4月に土地を手放したいという相談を受けた土地になります。6月6日に確認を行いました。申請地は稲作をされていた農地でしたが、近年は作付されておりました。理由としましては収穫の時期になるとすずめ被害が多いからとのことでした。この土地を欲しいという人があったため手放したいとのことでした。
申請地は第3種農地ですので原則許可ですし、市街化地域内にある農地です。県道と農道に挟まれた三角地になっており、周辺の農地への影響はなく問題はないと考えます。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで申請どおり決定いたします。
続きまして受付番号3-2について事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号3-2について説明します。
土地の所在地 篠波地内1筆 台帳地目 畑 現況地目 畑 面積 126 m²です。
一般住宅建築を目的とした所有権移転贈与です。
場所は、議案書3,7,8ページに図面を付けています。土地利用計画図は9ページに付けています。
理由につきましては、現在、鳥取市のアパートに居住しているが、実家のある申請地に住居を新築したいとのことでした。
本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。
農地区分は住宅等が連たんする区域に近接する区域内の農地ということで、第2種農地です。許可根拠は集落接続です。

信用についてですが、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく
適当と考えます。資力については金融機関融資証明書及び残高証明書
により確認しました。

事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれ
ます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面
積であり妥当と考えられます。

周辺農地への影響ですが、東側は宅地と田、西側は宅地、南側は田、
北側は宅地となっています。土地所有者の同意は得られています。土
地は現状のまま整地し利用されます。雨水は既設水路に放流し、汚水
排水は公共下水道に接続します。施設は木造2階建てであり高さは約
8m、隣地からの距離は1~2m離しますので、日照、通風の影響はな
いと考えます。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問
題ないと考えます。

議長（会長） この件につきましては、7番河村委員に事前調査をお願いしていま
すので報告をお願いします。

河村委員 6月6日に申請人に経過を伺い確認を行いました。譲受人は譲渡人
の孫とのこと。本宅の隣で、元々作業場があった土地と併せて面
積を広げて住宅を建築したいとのこと。譲受人は八頭町に戻り農
業をしたいと考えられています。周辺の農地への影響はありませんし
問題ないと考えます。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょ
うか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで申請どおり決定いたします。
以上で議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審
議を終わります。
続きまして日程第5 議案第3号 非農地証明につきまして審議を
行います。受付番号4-1について事務局は説明をお願いします。

事務局

議案第3号 非農地証明について説明します。

これは農地法第2条第1項に規定する農地以外の土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。受付番号4-1について説明します。

土地の所在地 麻生地内4筆 登記地目3筆は畑、1筆は田 現況地目 すべて山林 面積142㎡、667㎡、6.61㎡、495㎡、合計1,310.61㎡です。

場所につきましては、議案書の11ページから13ページに図面を付けています。理由につきましては、昭和60年月日不詳より耕作はしておらず、現在は山林となっています。この農地は、農振農用地区域外の第2種農地であり、長期間耕作放棄されており農地としての利用が困難となっています。

現地確認を田中正則委員、河村委員、安部推進委員にお願いしました。

議長（会長）

この件につきましては、8番田中正則委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

田中正則委員

6月5日に河村委員、安部推進委員、事務局、私と4名で現地確認を行いました。1筆は山中にあり現地確認はできませんでしたので、図面で確認をしました。他の3筆は現地確認を行いました。議案書では山林となっていますが、現地は木が植えてあるというよりは、荒れ放題という感じであり原野化しています。非農地で問題ないと考えます。

議長（会長）

この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同

（質疑なし）

議長（会長）

意見が無いようですので、受付番号4-1について申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同

（異議なし）

議長（会長）

異議なしということで、受付番号4-1について申請どおり決定いたします。

以上で議案第3号 非農地証明について審議を終わります。

続きまして日程第6 議案第4号 農用地利用集積計画案の決定について、事務局は説明をお願いします。

事務局

議案第4号 農用地利用集積計画案の決定について説明します。

八頭町長から平成30年5月30日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。

議案書の14ページから15ページをご覧ください。

今月は通常の利用権設定が新規2件です。面積は田965㎡、畑2,846㎡ 合計3,811㎡です。

中間管理事業分としては新規3件、更新1件、合計4件です。面積はすべて田14,939㎡です。

すべて町の基本構想に適合する等農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

議長（会長）

審議を行いますが、受付番号32-1は関係する委員がおられますので、八頭町農業委員会会議規則第10条の規定により関係委員は一時退席をお願いします。

（関係委員退席）

議長（会長）

それでは受付番号32-1について審議を行います。
事前調査を行い報告が必要でしたらお願いします。

委員一同

（報告なし）

議長（会長）

この件に関して質問意見はありませんか。

委員一同

（質疑なし）

議長（会長）

無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同

（異議なし）

議長（会長）

異議なしということで通常の利用権設定 受付番号32-1について申請どおり決定します。関係委員は入室してください。

（関係委員入室）

議長（会長）

続きまして受付番号33-2、中間管理事業分 受付番号27-1から30-4について審議を行います。事前調査を行い報告が必要な方はお願いします。

委員一同	(報告なし)
議長 (会長)	この件につきまして質問意見ありませんか。
小林委員	受付番号 33-2 ですが、貸借期間が 10 カ月と短くなっていますが、この理由について何か聞いておられますか。
木原委員	貸出人は昨年まで専業で農業されていましたが、訳があり辞められた方です。詳しい理由までは聞いておりません。
事務局	事務局で聞いていることをお話しします。所有者が耕作される予定でしたが、仕事をしながら農業をすることが困難となったため、急遽借受人に耕作を頼まれたものです。借受人も今年は作るが、来年のことは改めて考えたいということで、今年限りの貸借になったものです。
小林委員	分かりました。
議長 (会長)	その他質問意見ありませんか。
委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長 (会長)	異議なしということで、通常の利用権設定 受付番号 33-2、中間管理事業分 受付番号 27-1 から 30-4 について申請どおり決定します。 以上で議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定についての審議を終了します。 続きまして、日程第 7 議案第 5 号 農用地利用配分計画案について審議を行います。 整理番号 27-1 から 30-4 について事務局は説明をお願いします。
事務局	議案第 5 号 農用地利用配分計画案について説明します。 八頭町長より平成 30 年 5 月 30 日付けで農用地利用配分計画案について意見を求められているものです。 整理番号 27-1 から 30-4 について説明します。 先ほどの議案第 4 号の利用集積計画で、鳥取県農業農村担い手育成

機構へ集積された農用地 14,939 m²を借受け希望のありました地域の担い手へそれぞれ配分するものです。

2 法人へそれぞれ 13,702 m²、1,237 m²を配分するものです。

議長（会長）

この件につきまして、意見質問はありませんか。

委員一同

（質疑なし）

議長（会長）

無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同

（異議なし）

議長（会長）

異議なしということで、申請どおり決定します。

以上で日程第7 議案第5号 農用地利用配分計画案について審議を終了します。

続きまして日程第8 その他について事務局よりお願いします。

事務局

●平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成30年度の活動計画について

●視察研修について

●5月委員会で審議した5条転用申請については、5月24日付けで許可されました。

●農業者年金制度について

●八頭町農政について研修会 講師 産業観光課長 谷口雅美智氏

●次回農業委員会は7月10日（火）13時30分から船岡地区公民館大集会室で開催します。以上です。

議長（会長）

その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。

委員一同

（なし）

議長（会長）

無いようですので、以上で第3回農業委員会を終了します。

終了（16時00分）